

仕 様 書

島根労働局

人事院規則１０－４（職員の健康及び安全保持）第２０条に基づく一般定期健康診断及び令和元年１０月３０日付け職職一１３５（人事院事務総局職員福祉局長通達）別添「情報機器作業従事職員に係る環境管理、作業管理、健康管理等の指針」の別紙に定められた「作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの」に該当する者、又は「上記以外のもの」に該当し自覚症状を訴える者を対象とする情報機器作業従事職員に係る健康診断を以下のとおり実施する。

【仕様】

１ 実施対象官署

- （１）島根労働局
- （２）松江労働基準監督署
- （３）松江労働基準監督署隠岐の島駐在事務所
- （４）出雲労働基準監督署
- （５）浜田労働基準監督署
- （６）益田労働基準監督署
- （７）松江公共職業安定所
- （８）松江公共職業安定所隠岐の島出張所
- （９）松江公共職業安定所安来出張所
- （１０）浜田公共職業安定所
- （１１）浜田公共職業安定所川本出張所
- （１２）出雲公共職業安定所
- （１３）益田公共職業安定所
- （１４）雲南公共職業安定所
- （１５）石見大田公共職業安定所

２ 検査項目

- （１）一般定期健康診断
別紙の「一般定期健康診断検査項目」による検査とする。
- （２）情報機器作業従事職員に係る健康診断
別紙の「情報機器作業従事職員健康診断検査項目」による検査とする。

３ 実施方法

前記２（１）（２）の検査項目の実施が可能であり、かつ、巡回健診車等による実施により次のとおり実施場所及び実施日数が確保可能であること。

ア 松江地方合同庁舎(松江市向島町１３４番１０)において３日以上

イ 上記アを除き、島根労働局健康診断事務担当者（以下「局担当者」という。）が必要と認める場合、松江市内において２日以上

ウ 出雲市、浜田市及び益田市内において各３日以上

エ 雲南市、安来市、大田市、邑智郡川本町及び隠岐郡隠岐の島町内において各２日以上

オ 上記ア～エに示す実施日数については、実施日当日の午前及び午後に受診が可能であり、かつ、局担当者が認めた場合には変更することができる。

カ すべての検査を同日に実施することができない場合は、当該実施することが出来なかった検査についても上記ア～オの実施日数を確保すること。

4 検査日程

令和7年12月26日までに実施することとし、検査日程については、局担当者と落札者により調整の上決定することとする。

なお、受診者の事情により実施できなかった場合は、局担当者と落札者により協議の上受診できるよう調整することとする。

5 検査結果

検査結果については、受診者ごとに個人用、各受診官署用及び局担当者用を各1通並びに各受診官署用及び局担当者用の一覧表を各1部作成し、すべて局担当者あて提出すること。

なお、この検診結果の報告をもって、各健康診断の実施状況の確認を行うものとする。

おって、40歳以上の特定健康診査検診項目の結果（当局が指定する者）については、紙媒体にあわせて電子データ（国が示す電子的標準様式に対応したもの）を月初から月末までの検査受診分を翌月月末までに提出すること。

提出先：島根労働局総務部総務課健康診断事務担当者 あて

松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階

電話0852-20-7001

6 受診予定者数

（1）一般定期健康診断及び情報機器作業従事職員に係る各種検査

（単位：人）

	検 査 項 目	受診予定者数
1	診察、身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査、肥満度の検査、 血圧測定、尿検査	281
2	胸部エックス線検査	278
3	心電図検査	197
4	血糖検査、LDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査、 中性脂肪検査、貧血検査及び肝機能検査	242
5	肺がん検診（読影のみ）	193
6	便潜血反応検査	172
7	胃の検査	74
8	喀痰細胞検査	1
9	風しん抗体検査	32
10	情報機器作業従事職員に係る各種検査	71

11	40 歳以上の特定健康診査検診項目の結果に係る標準的電磁式データ XML形式加工料（当局が指定する者）	180
----	--	-----

7 個人情報保護

- (1) この契約により知り得た個人情報は、健康診断の実施、上記5の健診（検査）結果に係る報告書類の作成、健康相談、保健指導、料金請求業務等以外には利用しないこと。
- (2) 落札者の責任のもと、個人情報は、その保有形態の如何を問わず保管している間においては、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等を防止し、安全に取り扱い、適正に保管・管理を行うこと。
- (3) この契約により知り得た個人情報を処分する場合は、個人情報の漏洩を防止し、適正かつ安全に処分を行うこと。

8 入札書に記載する金額

別途、入札広告及び入札説明書で通知することとする。

9 契約

- (1) 契約期間
契約締結後、令和8年3月31日までとする。
- (2) 契約単価
契約単価については、落札者が提示した落札価格の根拠となる発注単位単価により契約締結を行う。
- (3) 契約書面
別途、入札広告及び入札説明書で通知することとする。

10 請求書

島根労働局が提示する内訳書に応じ、請求書を「官署支出官 島根労働局長」あてに発行することとする。

11 その他

- (1) 検査及び検査結果の提供等に要するすべての費用は、落札者の負担とする。
- (2) 受診予定者数については、現時点で把握している受診予定数であり、職員の異動及び受診希望等により受診者数の変更、また、出張等業務の都合及び休暇等により受診予定場所での受診ができなかった場合における受診場所の変更等が生じる可能性があることから、単価契約締結後の受診者数を約すものではないこと。
- (3) 受診予定者が出張、休暇等により受診できなかった場合は、他の実施場所においての受診が可能であること。
- (4) 厚生労働省共済組合島根支部から承認された受診者に係る胃がん検診の費用については、厚生労働省共済組合の助成事業として費用の支払が行われることから、当該検査分については、別途厚生労働省共済組合島根支部と契約を行うこと。
- (5) 健康診断結果及び各種集計データは契約期間満了日から5年間保管することとし、その期間内は担当者の求めに応じ、速やかに提出すること。

12 入札に関する質問について

別途、入札広告及び入札説明書で通知することとする。

(参 考)

令和6年度受診場所別・検査項目別 受診者数

別添のとおり